



令和8年度から個人住民税(町県民税)の 控除額が変わります



令和8年度からの個人住民税(令和7年1月1日から12月31日までの所得を
基に計算)に適用される主な改正は次のとおりです。

勤務先で年末調整をする方や、令和7年分所得税確定申告書、令和8年度町
県民税申告書を提出する方は、ご注意ください。

なお、所得税の改正については、国税庁ホームページをご確認ください。



▲国税庁ホームページ

■給与所得控除の見直し

給与収入金額が190万円以下の方の給与所得控除額が65万円に引き上げられます。

給与収入金額が190万円を超える方の給与所得控除額は変更ありません。

給与の収入金額ごとの給与所得控除額

給与の収入金額	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超180万円以下	給与の収入金額×40%−10万円	
180万円超190万円以下	給与の収入金額×30%+8万円	

■各種控除に係る所得要件の見直し

扶養控除などの対象となる所得要件が引き上げられます。

扶養控除などの所得要件

所得要件	改正前 (収入が給与のみの場合の給与収入金額)	改正後 (収入が給与のみの場合の給与収入金額)
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円以下(103万円以下)	58万円以下(123万円以下)
ひとり親の「生計を一にする子」の総所得金額等	48万円以下(103万円以下)	58万円以下(123万円以下)
勤労学生の合計所得金額	75万円以下(130万円以下)	85万円以下(150万円以下)
非課税限度額の合計所得金額 (扶養者なしの場合)	38万円以下(93万円以下)	38万円以下(103万円以下)

■特定親族特別控除の創設

大学生などの就業調整に対応するため、納税義務者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で前年の合計所得金額が58万円超123万円以下(特定親族)の場合、合計所得金額に応じて、納税義務者が控除を受けられる仕組みが新たに導入されます。

特定親族特別控除額

特定親族の合計所得金額(収入が給与のみの場合の給与収入金額)	納税義務者の特定親族特別控除額
58万円超95万円以下(123万円超160万円以下)	45万円
95万円超100万円以下(160万円超165万円以下)	41万円
100万円超105万円以下(165万円超170万円以下)	31万円
105万円超110万円以下(170万円超175万円以下)	21万円
110万円超115万円以下(175万円超180万円以下)	11万円
115万円超120万円以下(180万円超185万円以下)	6万円
120万円超123万円以下(185万円超188万円以下)	3万円

問 税務課 388-1112